

公益信託 木内建設記念奨学基金 2023 年度 奨学生募集要項

この公益信託は、静岡県内の高等学校等在学生のうち、学業優秀かつ品行方正で、経済的な理由により奨学金を必要とするものに奨学金を支給し、もって社会有用の人材を育成することを目的として、木内建設株式会社により設定されました。

1 応募資格	(1) 静岡県内の高等学校・特別支援学校に在学する生徒 (2) 学業優秀かつ品行方正な者 (3) 経済的理由により就学上経済的支援を求める者
2 新規採用予定人数	1 年生 16 名
3 奨学金の支給期間 及び金額	(1) 支給期間 入学時から正規の最短修学年限の終期まで (2) 金額 月額 20,000 円 (返還不要)
4 募集内容	(1) 推薦人数 1 校につき 1 年生 1 名 (2) 必要書類 ア 「奨学生願書」(自筆記入) イ 「奨学生推薦書」 ウ 年収のある保護者等の前年の「源泉徴収票」の写し、又は「確定申告書」の写し、年金額通知書等の写し(詳しくは願書をご確認ください) (3) 提出期限 2023 年 10 月 18 日必着 (4) 送付先 下記へ郵送してください。なお、応募書類は返却いたしません。 (5) 重複受給 他の奨学金との重複受給は妨げません。
5 選考方法	各校から推薦された者の中から、運営委員会で選考し決定します。
6 選考結果通知及び 奨学金の支給	(1) 選考結果通知 12 月上旬に推薦校の校長を通じて通知します。 (2) 奨学金の支給 原則として 6 ヶ月分を 9 月及び 3 月に、届け出のあった奨学生本人名義の銀行預金口座に振り込みます。なお初回は、4 月から 9 月の 6 ヶ月分を 12 月に振り込みます。
7 報告義務	毎学年末に学校は「生活状況報告書」及び「成績証明書」を作成し、学校より下記宛郵送してください。
8 奨学金の休止・停止	奨学生が休学等で長期に欠席したときは、奨学金の支給を休止します。また、奨学生の学業・品行などの状況により支給を停止する場合があります。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
木内建設記念奨学基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付: 平日 9 時~17 時) FAX 03-5232-8919

≪申請書掲載 URL≫ <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

公益信託木内建設記念奨学基金 設定趣意書

木内建設株式会社は昭和19年4月設立以来住宅・ビル等の建築、各種土木工事をはじめとする総合建設会社としてわが国の社会環境の整備、建設業界の発展に貢献してまいりましたが、設立以来地域密着をモットーとして順調な発展を遂げ、本年4月には50周年を迎えようとしているところであります。

当社がこのように発展し、静岡県内トップの建設会社として現在の地位を築くことができましたのも、これもひとえに静岡県民の皆様のご愛顧によるものと平素より深く感謝している次第であります。

そこで、当社は、ここに日頃の県民の皆様のご恩に報いるため、ささやかながら利益の一端を拠出することを決意いたしました。

具体的には、静岡県内の高校の在学生のうち、学業優秀かつ品行方正でありながら、経済的に恵まれないため修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、もって社会有用の人材を育成することを目的としてこの公益信託を設定するものです。

本公益信託により、いささかなりとも社会・地域に貢献できるものがあれば、設定者の喜びとするところであります。

平成6年1月13日

公益信託木内建設記念奨学基金
委託者 木内建設株式会社
代表取締役 木内 藤男